

業務部速報

No. 78

発行 18. 3. 29

JR東労組 業務部

2016年度
申13号

「運転台前方カメラシステムに関わる取り扱い変更」に関する申し入れ 団体交渉を行う!

第1項 人身事故時における「運転台前方カメラシステム」の活用率を明らかにし、「運転台前方カメラシステム」導入以降、運転再開時間短縮などの具体的な成果や課題について明らかにすること。

(会社) 人身事故においてはほぼ100%利用されている。警察官に画像を見て貰うことで、後日運転士が呼び出される事は減っており、負担軽減になっている。運転再開までの時間も減少傾向にある。運転再開時分の短縮については、カメラだけでなく、負傷者の救出などもあり、カメラで短縮できる部分を最大化していきたい。

第2項 「運転台前方カメラシステム」の取り扱いを変更する目的と根拠を明らかにし、使用用途を拡大することで、どのような成果が生み出されると考えているのか明らかにすること。

(組合) 沿線状況を確認して災害事故の未然防止、二次災害防止を目的とするという具体的な内容を明示すること。

(会社) 倒木や倒竹によるパンタグラフ破損、法面状態の確認など、**ピンポイントで場所や列車を特定することに活用**できないかと考えている。

(組合) **災害や支障があればその場で停止**する。画像活用機会は少ない。そもそも災害発生を防ぐために、乗務員申告についてしっかり対応するべきだ。

(会社) 全ての場面で使うとはならない。**事後の教育資料**に活用もできる。申告にはタイムラグはあっても対応する。

(組合) 人身事故の取扱いの基本は変更しないこととよい。

(会社) 従来通りとなる。警察官への対応も変わらない。

第3項 今回の取り扱い変更について、「基本的には目的以外に使用しない」「映像を確認する際の操作は警察官が行う」とした平成22年6月3日締結の「運転台前方カメラシステムの試行導入に関する緊急申し入れ」議事録確認に対する認識を明らかにすること。

(会社) 議事録確認通り、目的以外に使用せず、警察官への対応も変わらない
※基本的に運転士は操作しない、映像を確認しながら状況説明しない。

第4項 画像確認者を乗務員と車両センター社員へ拡大する根拠を明らかにすること。また、取り扱い変更を行う現在の線区、乗務員区、車両センターを全て明らかにすること。

(組合) 運転可否の判断という回答だが、画像だけで判断できない。また、**必要なときは即座に列車を停止**すべきだ。

(会社) 運転可否を画像で判断する必要は無い。**まずは止めて現地現物を確認**することが大事だ。

(組合) システムは首都圏7支社だけの導入か。取扱いの拡大の他に、地方線区にも導入されるのか。

(会社) 基本的にそうなるが、四季島やキヤE195にも搭載している。今後の新造車両にも搭載予定である。

第5項 拡大趣旨以外の目的では使用しないこと。また、記録画像を根拠として乗務員に責任追求は行わないこと。

(組合) 例えば、山手線電化柱倒壊のような事故で、後から画像を用いて「なぜ気がつかなかった？」などと、責任を追及する事に使われなかと危惧している。

(会社) 今回の**拡大以外の用途には使わないし責任追及もしない**。ただ、振り返りの教材として、プライバシーに配慮しながら使用する場面はある。

第6項 「運転台前方カメラシステム」であるにも関わらず、後方の車掌が扱う根拠を明らかにすること。また、車掌は後方防護要員であるため、「運転台前方カメラシステム」を扱わないこと。

(会社) レアケースだが、前頭車通過後にアクシデントが起き、後部運転台のカメラで事象を捉えているケースを想定している。あくまで、**現地・現物を基本とする**ことに変わりはない。

(組合) 安全・安定輸送に寄与する前方カメラの使い方を検証していくべきだ。

第7項 今回の取り扱い変更に伴う今後の進め方を明らかにし、教育・訓練等、周知徹底すること。

(会社) 基本の取扱いと今回拡大する範囲について、乗務員、指令、検修、工務に教育した上で、早期に実施したい。その他の系統についても、**用途外の使用が無いように教育**していく。人身事故時の取扱いは変わらない。また、全社員に名刺を作成して順次配布していく。